

東近江市春日町2番7号
愛知川沿岸土地改良区

農地転用に伴う地区除外および権利義務の決済について

農業委員会へ提出されます農地法第4条、第5条の転用申請につきまして、当該土地が愛知川沿岸土地改良区の地区内である場合は、土地改良法第42条に基づく権利義務の決済が必要ですので、下記の書類に必要事項を記入の上、愛知川沿岸土地改良区の総務課財務係へご提出いただきますようお願い致します。

記

- 【農地転用等の通知書】 別紙様式第1号 ----- 2部
 【地区除外申請書】 別紙様式第2号 ----- 2部
 【位置図】 (s=1/2500程度) ----- 1部
 【土地登記事項証明書の写し】 ----- 1部
 ※分筆した土地は地積測量図(写)・公図を添付して下さい。
 ※一部転用の場合は求積図を添付して下さい。

【転用決済金】 農地転用面積 × 決済単価
 平成29年度決済単価 1.0㎡当り 146円

【未納入賦課金】 賦課金の未納金

【手数料】 1件につき 1,750円

【決済について】 翌年度の4月30日までに決済金の納入がない場合は、継続して賦課金がかかります。
 また、申請についても再申請が必要となりますのでご留意下さい。

ご提出いただきました申請書等につきまして、業務を円滑に運ぶために該当地の現地確認及び、土地改良事業等により埋設されている各所の用水路管及び施設等における検討が是非となります。

依って、下記のとおり意見書等発行日の設定をさせていただきますので、当改良区あて農地転用等の通知書等の提出をしていただきますよう、宜しくお願い致します。

記

月 例	申請書受理期限	農地転用等審査委員会開催日	意見書等の発行日
第1回目	前月末日まで	毎月3日前後	毎月5日以降
第2回目	20日まで	毎月23日前後	毎月25日以降

この件に関するお問い合わせ等は、愛知川沿岸土地改良区 総務課財務係
 ☎ 0748-22-1296 までお願いします。